

条例に基づく他都市の温暖化対策一覧表

自治体	川崎市	京都市	広島市
条例名	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	京都市地球温暖化対策条例	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例
策定年	平成22年3月制定	平成22年10月全部改正	平成21年3月制定
条例の構成	第1章 総則 第2章 地球温暖化対策に関する施策等 第3章 地球温暖化対策の推進のための体制整備 第4章 雑則	第1章 総則 第2章 地球温暖化対策計画 第3章 本市による地球温暖化対策 第4章 事業者及び市民等による地球温暖化対策 第5章 事業者排出量削減計画による温室効果ガスの排出量の削減 第6章 建築物に係る地球温暖化対策 第7章 評価及び見直し 第8章 雑則	第1章 総則 第2章 地球温暖化対策等 第3章 雑則
排出量報告書制度	○事業活動地球温暖化対策計画書(9条-13条) 【対象】 ①燃料及びこれを熱源とする熱の年度使用量を原油の数量に換算したものが1,500kl以上である事業所 ②連鎖化事業所は市内事業所の合計燃料使用量が1,500kl以上 ③自動車100台以上使用 ④市内に設置しているすべての事業所の温室効果ガス排出量3,000トン以上	○特定事業者排出量削減計画書制度(20条) 【対象】 ①大規模エネルギー使用事業者:事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500kl以上の事業者 ②大規模輸送事業者:トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者の方及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者 ③その他の温室効果ガス大規模排出事業者:エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000t以上の事業者	○事業活動環境計画書の作成等 事業活動に係るエネルギーの特定年度の使用量(の合計量が1,500キロリットル以上である者又は事業活動に係る温室効果ガスである物質ごとの特定年度の排出量の合計量が3,000トン以上である者は、3年ごとに、事業活動環境配慮指針に基づき、計画書(以下「事業活動環境計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
建築物環境計画書	○開発事業地温暖化対策計画書制度(15条-21条) 開発行為をしようとする者及び建築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、再生可能エネルギー源の利用を検討するよう努める	○特定建築物排出量削減計画書(21-23条) 【対象】 床面積が2,000㎡以上(増築の場合は増築部分の面積)の新築又は増築を行う建築物	○建築物環境計画書の作成等 建築物の床面積の合計が2,000平方メートル以上の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、当該新築等に係る建築物(以下「特定建築物」という。)について、建築物環境配慮指針に基づき、建築物環境計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
マンション環境性能表示			
自動車			○自動車環境報告書の作成 普通自動車、小型自動車及び軽自動車を基準日において50台以上使用する事業者は、3年ごとに、自動車環境管理指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書を作成し、市長に提出しなければならない。
緑化		一定面積以上の建築物の新築又は改築をしようとする者は、当該建築物及びその敷地に緑化施設を設ける	敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築等(既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合にあつては、当該新築等に係る部分の床面積の合計が当該既存の建築物の床面積の合計の10分の2以下のものを除く。)をしようとする者(以下「特定緑化建築主」という。)は、当該新築等に係る建築物及びその敷地(以下「特定緑化建築物等」という。)の緑化率を、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合以上としなければならない。
その他		○省エネラベルの表示 【対象】 エアコン、電気冷蔵庫、テレビ ○地域産木材の使用	
備考			

自治体	札幌市	さいたま市	横浜市
条例名	札幌市生活環境の確保に関する条例	さいたま市生活環境の保全に関する条例	横浜市生活環境の保全等に関する条例
策定年	平成14年3月制定(平成21年12月改正)	平成21年4月制定	平成7年4月制定(平成18年12月改正)
条例の構成	第1章 総則 第2章 公害の防止その他の環境への負荷の低減のための施策 第3章 地球環境の保全 第4章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 第4章の2 建築物に係る環境への配慮 第5章 工場等における公害の防止 第6章 その他の公害の防止 第7章 雑則 第8章 罰則 附則	第1章 総則 第2章 生活環境の保全に関する基本的施策 第3章 環境への負荷の低減 第4章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 第5章 公害等に関する規制等 第6章 生活環境の保全に関する責任者の設置 第7章 補則 第8章 罰則	第1章 総則 第2章 指定事業所の設置等の手続等 第3章 事業所における公害の防止 第4章 指定事業所等に対する命令等 第5章 事業所における環境への負荷の低減 第6章 特定行為の制限等 第7章 地下水、土壌及び地盤環境の保全 第8章 特定行為等に係る公害の防止 第9章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減 第9章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減 第10章 地球環境の保全 第11章 日常生活における環境の保全 第12章 非常時の措置 第13章 環境保全協定の締結 第14章 雑則 第15章 罰則 附則
排出量報告書制度	○環境保全行動計画書制度(13-18条) 【対象】 次のいずれかに該当する事業者(以下に該当しない場合も任意提出可) ①4月1日現在、常時使用する従業員数が100人以上、かつ、事業所として使用している建築物の床面積の合計が5,000㎡以上 ②燃料や熱の年度の使用量が 原油換算1,500kl以上 ③電気の年度の使用量が600万kW時以上 ④連鎖化事業の場合、市内の工場・事業場の合計が ①～③に合致するもの ・計画書は市長が公表	○環境負荷低減計画の作成等 環境への負荷が相当程度大きい事業所として規則で定める事業所を設置し、又は管理している者(以下この節において「事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業所の事業活動における環境への負荷の継続的な低減を図るための計画(以下この節において「環境負荷低減計画」という。)を、市長が定める環境負荷低減計画の作成に関する指針に基づき作成しなければならない	○地球温暖化対策計画書制度(144条) 【対象】 次のいずれかに該当する事業所を設置又は管理する事業者 ①燃料及びこれを熱源とする熱の年度使用量を原油の数量に換算したものが1,500kl以上である事業所 ②電気を年度の使用量が600万kW時以上である事業所 ③連鎖化事業所は市内事業所の合計燃料使用量が1,500kl以上
建築物環境計画書	○建築物環境配慮計画書制度(28条の2-10) 【対象】 次のいずれかに該当する場合(以下に該当しない場合も任意提出可) ①新築:省エネ法の第1種特定建築物(延べ面積が、2,000㎡以上) ②増改築:同第1種特定建築物の増改築部分の延べ面積が、2,000㎡以上 または増改築部分が当該建築物の1/2以上 ③空調設備の設置・改修:同第1種特定建築物の空調設備	○建築物環境配慮計画の作成及び提出 規則で定める規模以上の建築物(以下この節において「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下この節において「特定建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、規則で定めるところにより、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に関する計画(以下この節において「建築物環境配慮計画」という。)を作成しなければならない	○建築物環境配慮計画制度(141条2-8) 【対象】 床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が、2,000㎡を超えるもの
マンション環境性能表示	—	—	—
自動車	○自動車使用管理計画書制度(23-28条) 【対象】 事業の用に供するために使用する自動車が50台以上である事業者		○特定低公害車導入計画書制度(136条) 【対象】 市内の事業所の所在地を使用の本拠の位置として普通自動車又は小型自動車を200台以上自己の事業の用に供する者 ○駐車場等設置者等の責務(139条) 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡
緑化	○緑保全創出地域制度(札幌市緑の保全と創出に関する条例) 【対象】 敷地面積又は開発面積等が1,000㎡以上で次の行為等を行う場合、市長の許可が必要。		○緑化地域制度(横浜市緑化地域に関する条例) 敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度で、平成21年4月3日から施行予定。 【対象】 緑化地域内で、敷地面積500㎡以上の建築物の新築・改築を行う場合
その他			—
備考	○北海道が温暖化対策条例を検討中		○神奈川県が温暖化対策条例を検討中

自治体	川崎市(参考:旧条例)	名古屋市	神戸市
条例名	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	神戸市民の環境をまもる条例
策定年	平成11年12月制定(平成19年10月改正)	平成15年3月制定(平成20年3月改正)	平成6年3月制定(平成9年3月改正)
条例の構成	第1章 総則 第2章 公害の防止及び環境の保全のための基本的施策等 第3章 指定事業所の設置等の手続等 第4章 事業所における公害の防止に関する規制 第5章 指定事業所等に対する命令 第6章 特定行為の制限等 第7章 事業所における環境への負荷の低減等 第8章 土壌、地下水及び地盤環境の保全 第9章 化学物質の適正管理 第10章 自動車公害の防止 第11章 都市生活型公害の防止 第12章 地球環境の保全 第12章の2 建築物に係る環境への負荷の低減 第13章 雑則 第14章 罰則 附則	第1章 総則 第2章 環境の保全に関する基本的施策 第3章 工場、事業場等に対する規制等 第4章 生活環境の保全に関する措置 第5章 環境への負荷の低減に関する措置 第6章 市、市民及び事業者のパートナーシップ 第7章 雑則 第8章 罰則 附則	第1章 総則 第2章 健全な地域環境の保全 第3章 環境保全型社会の実現 第4章 市、事業者及び市民の参画及び協働 第5章 環境保全協定 第6章 地球環境保全への貢献 第7章 神戸港の環境の保全 第8章 神戸市環境保全審議会 第9章 補則 第10章 罰則 附則
排出量報告書制度	○環境配慮書制度(30・31条) 【対象】 ①常時使用する従業員の数が50人以上の指定事業所 ②常時使用する従業員の数が50人未満の指定事業所のうち、建築物の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの又は百貨店若しくはマーケット(生鮮食料品を販売するものに限る。)であってその店舗面積が㎡以上であるもの ③①、②のほか温暖化物質配慮特定事業所(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200l以上である指定施設又は焼却能力が1時間当たり625kg以上である廃棄物焼却炉を設置している指定事業所)	○地球温暖化対策計画書制度(98条) 【対象】 燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が800kl以上(原油換算)	兵庫県環境の保全と創造に関する条例 ○特定物質排出抑制計画書の作成(142条の2-143条) 【対象】 ①燃料及びこれを熱源とする熱の前年度の使用量を省エネ法施行規則3条に規定する方式により原油の数量に換算したものが1,500klである工場等 ②電気の前年度の使用量が600万kW時である工場等
建築物環境計画書	○特定建築物環境計画書制度(127条の4-8) 【対象】 床面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が5,000㎡を超える建築物(一戸建ての住宅・長屋を除く)。上記の対象外でも任意提出は可能。	○建築物環境計画書制度(93-95条) 【対象】 床面積(増築の場合にあつては増築部分の床面積)の合計が2,000㎡を超える建築物	兵庫県環境の保全と創造に関する条例 ○建築物環境性能評価書制度(118条の4-10) 【対象】 延べ床面積2,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築、大規模修繕又は大規模模様替え
マンション環境性能表示	○特定分譲共同住宅建築主等による分譲共同住宅環境性能表示(127条の9-15) 【対象】 特定建築物(床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の新築等)のうち、分譲共同住宅の用途の建築物。また、対象外でも自主的な表示が推奨されている。	-	-
自動車	-	○駐車場の設置者等の周知義務(112条) 【対象】 自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡	-
緑化	○緑化協議(川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例) 【対象】 一定規模以上の建築行為については、緑化協議が必要。 ①住宅:事業区域面積が500㎡以上かつ、計画戸数20戸以上の共同住宅 ②事業所(店舗、倉庫、オフィスビル、研究所等):建築敷地面積1,000㎡以上 ③公共・公益施設:建築敷地面積1,000㎡以上	-	兵庫県環境の保全と創造に関する条例 ○緑化計画書制度(118条の4) 【対象】 ①建築物(屋上・壁面等)の緑化 新築・改築・増築に係る建築面積が1,000㎡以上の建築物 ②建築物の敷地の緑化 新築・改築・増築に係る建築面積が1,000㎡以上の建築物の敷地
その他	-	-	-
備考	○神奈川県が温暖化対策条例を検討中	-	○市では特に規制は行われていないが、県条例によって建築物環境性能評価書制度等が制度化されている。